

におい・かおり環境アドバイザー認定講習
令和3年度 募集要項

公益社団法人 におい・かおり環境協会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-2 新陽ビル1106号

TEL 03-6233-9011 (代) / FAX 03-6862-8854

URL : <https://orea.or.jp>

目次

1. 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1

- 1) におい・かおり環境アドバイザーとは
- 2) 活動内容
- 3) 資格要件
- 4) におい・かおり環境アドバイザー補

2. 認定講習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2

3. 登録制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2

4. 登録更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2

におい・かおり環境アドバイザー認定講習について・・・・・・・・ P. 3

1. 受講資格
2. 受講日程等
3. 受講申込み期間
4. 最低遂行人数
5. 受講手数料

におい・かおり環境アドバイザー認定講習・修了試験の詳細について・・・・ P. 4

1. 受講申込み方法
2. 受講申込みに必要な項目の入力
3. 認定講習内容
4. 修了試験
5. 天災時の対応等

修了試験の合否について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5

1. 合否の通知
2. 合否判定基準等

その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5

1. におい・かおり環境アドバイザー登録申請
2. 個人情報の取扱い
3. 臭気判定士の情報利用の許諾
4. 臭気判定士と同等の能力を有すると認められた者

におい・かおり環境アドバイザー規程

におい・かおり環境アドバイザー倫理規程

受講フォーム

職歴等フォーム

1. 制度の概要

1) におい・かおり環境アドバイザーとは

近年、「におい」に関する問題については、工場・事業場からの悪臭問題は一定の改善を見せているものの、飲食店などのサービス業からの悪臭苦情はいまだに相当の件数があり、さらに、住宅などの室内のにおい・かおり、災害時の悪臭、芳香の強さなど、多様な広がりを見せています。このような様々なにおい・かおり問題に対し、柔軟に対応できる人材が求められています。

一方、臭気判定士は、嗅覚測定に関する専門知識だけでなく、嗅覚の特性や悪臭防止法令、脱臭の基礎知識などを有していますが、本来は悪臭防止法に基づく嗅覚測定法を行うための国家資格であり、この業務以外で臭気判定士を名のることは適当ではありません。

そこで、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下「本協会」という。）は、生活環境の保全と良好なかおり環境の形成に寄与することを期待して、臭気判定士資格保有者等を対象に、多様なにおい・かおり問題に対応する専門家として自由に広範囲な活動が行える者を認定・登録する「におい・かおり環境アドバイザー」制度を創設いたしました。

◇この制度は人材登録制度であり、国家資格ではありません。

◇本協会の会員に限り専用サイトから登録情報をインターネットで公開することができます。

◇この制度はにおい・かおり環境アドバイザーが自身で活動することを前提としており、本協会から依頼の斡旋をするなど活動の場を保障する制度ではありません。

◇制度の信頼性確保の観点から、倫理規程、違反者への懲戒制度等を設けています。

2) 活動内容

におい・かおり環境アドバイザーの活動範囲は特に限定していません。におい・かおり環境の専門的な知識と経験を活かし、悪臭苦情にとどまらず室内等のかおりなど、依頼者からの様々なにおい・かおり環境に関する相談、原因の分析・調査、対策の立案・実施の助言等を行うことが想定されます。

3) 資格要件

におい・かおり環境アドバイザーは、次の（１）から（４）のすべてを満たす者です。

（１）臭気判定士の有資格者又は同等の能力を有すると認められた者^{注1}

（２）におい・かおり環境アドバイザーとして適した人格を有する者（懲罰等のないこと等）

（３）本協会の実施するにおい・かおり環境アドバイザー資格認定講習を受講し、修了試験に合格した者

（４）におい・かおり環境に関する業務経験（以下「業務経験^{注2}」という。）が2年以上の者

注1：「臭気判定士と同等の能力を有する者の認定試験及び登録のご案内」を参照（<https://orea.or.jp>）

注2：業務経験には、兼務として経験しているものを含む。

4) におい・かおり環境アドバイザー補

業務経験が2年未満の場合は、におい・かおり環境アドバイザー補として認定します。登録後、業務経験が2年以上になれば、申請することでアドバイザーに登録変更できます。

2. 認定講習

におい・かおり環境アドバイザーの認定を希望する者は、協会の指定する受講フォームに必要事項を記入し、職歴等を添えて本協会に認定講習の受講を申込みをします。

認定講習は、におい・かおり環境アドバイザーとして活動するにあたり必要とされる内容を中心とした講習（1日）となります。

講習終了後に、修了試験を受験し、合格基準を満たした者が合格となります。

3. 登録制度

認定講習を受講し修了試験に合格した者が、におい・かおり環境アドバイザーとして活動するには、本協会の登録簿に登録する必要があります。

登録簿記載内容のうち、「氏名」「所属」「専門分野」「活動地域」「活動内容・受託範囲」「経歴」「連絡先（電話、メールアドレス）」等の情報を専用サイトでインターネットに公開できます。なお、公開できるのは協会の会員^{注3}又は会員会社^{注4}の社員に限ります。

公開情報の内容は登録者の自己申告とし、本協会はその内容を確認しません。よって、本協会は内容に責任を持ちません。ただし、依頼者からの指摘等があった場合には、本協会は内容の正確性を適宜チェックし、虚偽や不適当な記述が発覚した場合、削除、修正、登録抹消等の措置を講ずるものとします。

注3：正会員個人、学生会員、賛助（個人）

注4：正会員営利法人、正会員公益法人、公共、賛助（法人・任意団体）

4. 登録更新

におい・かおり環境アドバイザーの登録の有効期間は、5年とします。

登録の更新を受けるためには、資格要件を保持しているほかに、次の条件のすべてを満たさなければなりません。

- (1) 活動実績等報告書を毎年提出していること。
- (2) 本協会の実施する又は認定する学会、講習会若しくはセミナーへの参加、講演発表又は論文投稿等により、協会が定める一定の自己研鑽ポイントを獲得していること。

毎年提出する活動実績等報告書は、活動（受託）の件数、種類、内容、成果の簡単な概要等、登録者の過度の負担にならないものとします。

ただし、本協会は、虚偽の申請や報告があった場合や、業務に関しその内容がにおい・かおり環境アドバイザーの信用を著しく損なったと認められるとき等は、登録の抹消を行うことができます。

また、更新には、手数料（登録料と同程度又はそれ以下）が掛かります。

1. 受講資格

次の要件をすべて満たす者

- (1) 臭気判定士の有資格者又は同等の能力を有すると認められた者
- (2) におい・かおり環境アドバイザーとして適した人格を有する者

2. 受講日程等

日程：オンライン 令和3年10月8日（金）

時間：認定講習 9時30分から15時45分（予定）

修了試験 認定講習終了後、所要時間30分

オンラインシステム：講習 Zoom

試験 Microsoft Forms

定員：最大30名、最低参加人数4名（受講者が4名に満たない場合は、中止となる場合があります。）

3. 受講申込み期間

令和3年6月1日(火)から令和3年9月30日(木)まで

4. 最低遂行人数

受講申込み期間までに4名のお申し込みがなかった場合、開催を中止する場合があります。中止となった場合、受講手数料は返金させていただきます。

5. 受講手数料（24,000円（税込み））

次の金融機関に納付してください。

金融機関	三菱UFJ銀行／浅草橋支店／普通口座／0826078
名義人	コウエキシャダンホウジン ニ オイ カオリカンキキョウキョウカイ 公益社団法人におい・かおり環境協会

【注意点】

- (1) 受講手数料の振込手数料は、納付人の負担とします。
- (2) 複数人の受験手数料をまとめて払い込む場合は、その旨を受講フォームの備考欄に記入してください。
- (3) 受講申請の受付後の受講取消しは原則できません。また、納付済みの受講手数料の返還や次回以降への充当も原則できません。ただし、最低遂行人数に達しず講習会が中止となった場合には、受講手数料を返金させていただきます。
- (4) 請求書・領収書が必要な場合は、受講フォームにある備考欄へその旨を記入してください。

1. 受講申込み方法

次のEメールアドレス宛に受講者の氏名と所属先（なければ記載不要）を連絡してください。

kaori_adv@orea.or.jp

臭気判定士とは違い氏名の入力に使用できる漢字はJIS第1および第2水準としてください。

2. 受講申込みに必要な項目の入力

申込者のEメールアドレス宛に受講フォームを送付します。その受講フォームへ必要事項（臭気判定士番号、連絡先、履歴など）を入力してください。

3. 認定講習内容

午前：におい・かおり環境アドバイザー制度について

臭気対策の基本的な考え方

関連法令

午後：アドバイス事例について（屋外編、屋内編）

グループディスカッション

修了試験

4. 修了試験

試験は講習会内容を理解しているかの確認のため、択一式の問題と小論文問題を行います。

試験は当日、指定時間に申込みいただいたEメールアドレス宛にアクセスURLをお送りします。当日指定した時間時間内に回答を入力してください。

5. 天災時の対応等

地震などの天災その他の事由により、認定講習・修了試験が実施できない恐れがある場合は、協会ホームページ（<https://orea.or.jp>）にて発表します。適宜ご覧願います。なお、試験が実施されなかった場合には、受験手数料を返金します。

受講者のインターネット環境によるオンライン接続ができず、認定講習・修了試験ができなかった場合は返金の対象外となります。

修了試験の合否について

1. 合否の通知

令和3年11月を予定しています。

修了試験受験者には合否をEメールで通知します。また合格者の受験番号を協会のホームページに2ヶ月間掲示して発表します (<https://orea.or.jp/>)。

なお、電話やメール等による合否への問合せには応じません。

また、発表日から2週間を過ぎても結果通知が届かない場合には、協会までご連絡ください。

2. 合否判定基準等

合否判定基準、正答番号の公表はいたしません。また、問題の内容に関する問合せには一切お答えしません。

その他

1. におい・かおり環境アドバイザー登録申請

修了試験合否のEメールとともに申請方法を連絡いたします。その内容にそって手続きをしてください。

登録には別途10,000円（税込み）が掛かります。

なお、実務経験が2年未満の方はにおい・かおり環境アドバイザー補となります。（アドバイザー補からアドバイザーへの変更登録の費用は掛かりません）

2. 個人情報の取扱い

協会は個人情報を利用目的以外に使用しません。また、法令に基づく場合その他、特別の理由のあるときを除き、第三者に提供しません。

3. 臭気判定士の情報利用の許諾

におい・かおり環境アドバイザーおよびにおい・かおり環境アドバイザー補は臭気判定士の資格を有していることが前提となる資格です。同資格の管理に限り、臭気判定士の登録情報を利用することの許諾をしていただく必要があります。

4. 臭気判定士と同等の能力を有すると認められた者

臭気判定士と同等の能力を有すると認められるには、協会が定める試験に合格する必要があります。試験の詳細は「臭気判定士と同等の能力を有する者の認定試験及び登録のご案内 (<https://orea.or.jp/>)」を参照してください。